

父と生計が同一でない児童のための手当 障害を有する児童のための手当

児童扶養手当 特別児童扶養手当

●制度の目的

☆児童扶養手当

父と生計が同一でない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を促すため、児童扶養手当を支給することにより、児童の福祉増進を図ることを目的としています。

□特別児童扶養手当

家庭において介護されている障害児について、監護している父母または養育者に対して、その生活の向上と福祉の増進を図ることを目的として、特別児童扶養手当が支給されます。

●支給要件

☆児童扶養手当

父母の離婚などにより父と生計をともにしていない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者。なお、中程度以上の障害がある場合は20歳未満までの者。）の母、または父が身体などに重度の障害がある児童の母、あるいは母にかわってその児童と同居して、監護かつ生計維持（養育）をするとき、その母または養育者に対し支給されます。

□特別児童扶養手当

父もしくは母が障害児を監護するとき、または父母にかわってその児童を養育するとき、父もしくは母、または養育者に対し支給されます。

障害児とは、20歳未満で次の要件を満たす者。

①日本国内に住所を有すること ②障害を支給事由とする年金を受給していないこと。

③法令で定める障害の状態にあること。 ④児童福祉施設等に入所措置されていないこと。

なお、どちらの手当も対象となる受給者および児童について、細かな支給要件があります。

●手当額

☆児童扶養手当（17年4月改正・17年度特例額）

児童扶養手当は所得に応じてきめ細かく定められており、児童扶養手当を請求する者が母親で、児童の父から養育費等をもたらしている場合その8割が所得として扱われます。手当額は、全部支給の場合月額41,880円ですが、一部支給の場合、所得に応じて41,870円から9,880円まで10円きざみの額となります。なお、2人以上の児童を有する受給者にかかる加算額については、第2子月額5,000円、第3子以降は1人につき月額3,000円が加算されます。

□特別児童扶養手当（平成17年4月改正・17年度特例額）

対象児童1人につき、

1級（重度障害児）月額 50,900円

2級（中度障害児）月額 33,900円

●資格認定（支給）手続

手当の支給は申請主義をとっており、手当を受けようとする方は、市町村の窓口（鬼北町の場合は町民課児童福祉係）へ必要書類を添えて申請し、県知事の認定を受けなければなりません。

●所得制限

手当を請求される人の前年（1～6月に請求する場合は前々年）に、所得が一定額以上あるときは手当が支給されません。また、手当を請求する人と同居している配偶者および扶養義務者（兄弟姉妹および直系血族など）の所得が一定額以上あるときも支給されません。なお、所得制限額はそれぞれの事案で異なります。

●手当の支給

手当は、認定請求をした月の翌月分から支給され、手当を支給すべき事由が消滅した月分まで支給されます。児童扶養手当が4・8・12月、特別児童扶養手当が4・8・11月に、申請された口座に振り込まれます。

●現在、手当を受けている方へ

現在、手当を受けている方は、身分関係や住所の移転などの変動があった場合や、毎年決められた時期に必要な書類を届出なければなりません。主な届出は次のとおりです。

①現況届（児童扶養手当）・所得状況届（特別児童扶養手当）

毎年8月頃に、鬼北町役場町民課で届の手続きが必要です。届を提出しないと、受給資格があっても8月以降の手当が受けられません。

②障害状況届（特別児童扶養手当）

原則として、欠損障害以外はすべて有期認定ですので、認定期限の到来時、この届を提出いただきます。

③額改定届・額改定請求書

・児童扶養手当……対象児童に増減があった場合。